

第 12 次

泉南市子どもの権利条例委員会報告

2023（令和 5）年 11 月 21 日

泉南市子どもの権利条例委員会

2023(令和 5)年 11 月 21 日

泉南市長 山本 優真 様

泉南市子どもの権利条例委員会

会 長 吉 永 省 三

副会長 山 下 裕 子

委 員 青 木 桃 子

委 員 前 田 百 合 子

委 員 横 井 真

第 12 次 泉南市子どもの権利条例委員会報告

泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例（2012（平成 24）年 10 月制定。以下、「条例」とします。）第 16 条第 4 項に基づき、本報告を行います。

同条第 1 項は「条例の運営状況」と「条例に基づく事業等の実施状況」について、これを定期的に検証することを市に課しています。この市が行う検証に資するため、本委員会は公的第三者機関として必要な検討に努め、市長に報告するものと定められています（同条第 4 項第 5 項）。

これを踏まえ、本委員会は発足以来、同条第 1 項に基づき、「報告事項Ⅰ：『子どもにやさしいまち』を実現するための子どもの権利条例の運営状況」および「報告事項Ⅱ：子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況」の二つの柱を立て、報告を行ってきました。

本報告では、新たに「報告事項Ⅲ：市民モニターから見た子どもの権利条例の運営状況」を位置付けるものとなりました。これは、昨年 3 月に子どもが自死するという痛ましい事態を受け止める中、それを防ぎ得なかった条例運営等の現状を検証するためには、条例第 16 条第 3 項が定める「広く子どもを含む市民等から意見、提案を募る」ことをより実効あるものとしていく必要があると考えられることから、同条第 4 項に基づき、新たに位置付けたものです。

これにより、報告事項Ⅰは、本委員会による条例運営の最も重点的な課題について、報告事項Ⅱは、市の実施機関による条例に基づく事業等の自己評価を含む概況について、そして報告事項Ⅲは、市民モニターによる条例運営に対する意見表明として、それぞれ報告するものです。

本委員会は、条例により課せられた本委員会の責務として、昨年 3 月の子どもの自死の事実を受け止める中から、第 10 次報告書を昨年 8 月 2 日に、第 11 次報告書を 11 月 17 日に、それぞれ市長に提出致しました。それから、1 年が経過します。

本報告は、昨年度の 2 つの報告が指摘し、また提起した諸課題を再度確認するとともに、それらが現在までに、市や教育委員会のどのような施策や取り組みとなって具体化されようとしているか——その経過と現状に目を向け、検証しようとするものです。

本委員会は、泉南市の「子どもにやさしいまち」の実現に向け、条例第 16 条第 5 項に基づく市長のご尽力により、本報告の積極的な活用が図られることを、切に要望するものです。

以上

第12次 泉南市子どもの権利条例委員会報告

(本次報告の課題)

第10次・第11次報告が提起した諸課題に関する経過と現状をめぐって

報告事項Ⅰ

「子どもにやさしいまち」を実現するための条例の運営状況

1. 第10次・第11次報告が提起した諸課題とその後の経過
 - (1) 第10次報告が提起した諸課題——泉南市を「子どもにやさしいまち」にするために
 - (2) 今、第10次報告の提言はどのように活かされているか
 - (3) 第11次報告が提起した「基本的な視点と枠組み」は共有されているか
 - (4) 第11次報告が指摘した「条例に基づく事業等」の現在に続く課題

2. 条例に基づく事業等の2022年度実施状況の現状と課題
 - (1) 条例に基づく事業等の昨年度における実施状況の全般について
 - (2) 第4条(子どもの意見表明と参加)および第6条(子どもの相談・救済)に基づく事業等の状況
 - (3) 第3条(子どもの権利の尊重)および第16条(条例の実施に関する検証と公表)に基づく事業等の状況
 - (4) 第11条(せんなん子ども支援ネットワーク)の具体化に向けて

3. 市長への提言

報告事項Ⅱ

子どもの権利条例に基づく2022年度事業等の実施状況
(各実施機関報告一覧)

報告事項Ⅲ

市民モニターから見た子どもの権利条例の運営状況(意見表明)

関係資料

- 2023(令和5)年度 泉南市子どもの権利条例委員会名簿
- 2023(令和5)年度 泉南市子どもの権利条例委員会会議開催概要
- 自死した子どもを追悼する「呼びかけ」(2023.3.20)
- 重大事態の調査に係る第三者委員会に対する要望書(2023.8.22)

